

# 兵庫県公報

平成24年6月22日 金曜日 第2399号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 平成25年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	4	4
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	5	5
○ 同 上（同）	5	5
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	6	6
○ 同 上（同）	7	7
○ 同 上（同）	7	7
○ 同 上（同）	7	7
○ 同 上（同）	8	8
○ 同 上（同）	8	8
○ 同 上（同）	9	9
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	9	9
○ 同 上（同）	9	9
○ 同 上（同）	10	10
○ 同 上（同）	10	10
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	12	12
○ 同 上（同）	13	13
○ 同 上（同）	13	13
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	14	14
○ 基本測量が終了した旨の通知（同）	14	14
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	15	15
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	15	15
○ 道路の指定（建築指導課）	15	15
公 告		
○ 二級河川千種川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	16	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	17	17
公安委員会告示		
○ 遊泳区域の指定	17	17
警察本部公告		
○ 落札者等の公示	19	19
○ 随意契約の相手方等の公示	20	20

## 告 示

### 兵庫県告示第802号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成25年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成24年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日、科目等

学 科	募集人員	修業 年限	受 験 資 格	試験期日	試 験 科 目
助産学科	一般 13名程度	1年	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号)第 21条各号のいずれかに該当 する女子(本学院入学時に おいて該当する見込みの者 を含む。)	1 第1次試験 平成25年1月 10日(木)午前 9時30分から 2 第2次試験 平成25年1月 11日(金)午前 9時30分から	1 第1次試験(学科 試験) (1) 専門分野Ⅰ・Ⅱ、 統合分野 (2) 教養科目 ア 国語(近代以 降の文章) イ 英語 2 第2次試験(第1 次試験合格者に限 る。) 面接
	社会人 7名程度	1年	看護師として県内の産科 を有する同一施設で3年以 上業務に従事している者 (本学院入学時において該 当する見込みの者を含む。) で、本学院卒業後、県内に 勤務する予定の女子	1 第1次試験 平成25年1月 10日(木)午後 0時30分から 2 第2次試験 平成25年1月 11日(金)午前 9時30分から	1 第1次試験(学科 試験) 専門分野Ⅰ・Ⅱ、 統合分野 2 第2次試験(第1 次試験合格者に限 る。) 面接
看護学科 2年課程 (全日制)	推薦 12名程度	2年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所 を平成25年3月卒業見込 みの者のうち、高等学校 を卒業している者で、当 該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績 が学科目の平均点80点以 上又は「優」が65%以上 の者 3 合格した場合、必ず本 学院に入学し、卒業後、 県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時におい て、准看護師免許を取得 している見込みの者	平成24年11月12 日(月)午前9時 30分から	1 小論文 2 面接
	一般 28名程度	2年	准看護師として3年以上 業務に従事している者(本 学院入学時において該当 する見込みの者を含む。)又は 学校教育法(昭和22年法律 第26号)第90条第1項の規 定に該当する(本学院入学 時において該当する見込み の者を含む。)准看護師(本 学院入学時において当該免 許を取得している見込みの 者を含む。)	1 第1次試験 平成25年1月 15日(火)午前 9時30分から 2 第2次試験 平成25年1月 16日(水)午前 9時30分から	1 第1次試験(学科 試験) (1) 専門基礎科目、 専門科目(准看護 師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(近代以 降の文章) イ 数学Ⅰ 2 第2次試験(第1 次試験合格者に限 る。) 面接

看護学科 2年課程 (定時制)	一般 24名程度	3年	准看護師として3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	1 第1次試験 平成25年1月15日(火)午前9時30分から 2 第2次試験 平成25年1月16日(水)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) (1) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(近代以降の文章) イ 数学I 2 第2次試験(第1次試験合格者に限る。) 面接
	社会人 16名程度	3年	次の全てに該当する者 1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。) 2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者 3 平成25年4月1日現在で23歳以上である者	1 第1次試験 平成25年1月15日(火)午前9時30分から 2 第2次試験 平成25年1月16日(水)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) 2 第2次試験(第1次試験合格者に限る。) 面接
歯科衛生学科	推薦 20名程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は中等教育学校を平成25年3月卒業見込みで当該学校長の推薦した者 2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者	平成24年11月12日(月)午前9時から	1 国語(近代以降の文章) 2 面接
	一般 20名程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)	1 第1次試験 平成25年1月10日(木)午前9時30分から 2 第2次試験 平成25年1月11日(金)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) (1) 国語(近代以降の文章) (2) 英語 2 第2次試験(第1次試験合格者に限る。) 面接

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において平成24年7月2日(月)から同年12月10日(月)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

学 科	区分	提出期間
助産学科	一般	平成24年12月 1 日（土） から同月10日（月）まで
	社会人	同 上
看護学科 2年課程(全日制)	推薦	平成24年11月 1 日（木） から同月 5 日（月）まで
	一般	平成24年12月 1 日（土） から同月10日（月）まで
看護学科 2年課程(定時制)	一般	同 上
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成24年11月 1 日（木） から同月 5 日（月）まで
	一般	平成24年12月 1 日（土） から同月10日（月）まで

(3) 提出先  
〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料  
2,200円（定額小為替）

4 受験についての問合せ先  
兵庫県立総合衛生学院  
電話（078）733-6611（代表）



**兵庫県告示第803号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年7月から平成23年2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市安富町（大字関の一部（第3地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
大字関の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年6月5日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年7月から平成23年2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市安富町（大字皆河の一部（第1地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
大字皆河の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年6月5日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
平成22年8月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市（出会町の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域  
出会町の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 6月 5日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
小野市
- (2) 調査を行った期間  
平成21年 9月から平成24年 2月まで
- (3) 成果の名称  
小野市（脇本町、万勝寺町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
脇本町、万勝寺町の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 6月 5日
- 5 (1) 調査を行った者の名称  
神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間  
平成12年 6月から平成24年 3月まで
- (3) 成果の名称  
市川町（大字下瀬加の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
大字下瀬加の一部
- (5) 認証年月日  
平成24年 6月 5日



**兵庫県告示第804号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区熊波字八両386の1、386の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第805号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区長須字西山530の1から530の4まで

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第806号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町正法庵字奥山15の1から15の21まで、16の1から16の3まで、17、18、字平谷30の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第807号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町久斗山字焼尾948の2、948の18から948の22まで・948の24（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、948の23、948の25から948の52まで、948の60から948の68まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第808号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町諸寄字深イゴノ上3846、3846の7から3846の10まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第809号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町諸寄字長谷西平3893の12、3893の13
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第810号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6 月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町海上字東尾1467・1468の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1468の1、1468の3、1468の6
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町香住区上岡字鎌谷435（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区秋岡字不具利津目1011（次の図の示す部分に限る。）、宇細野1058の1（次の図の示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第813号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町正法庵字奥山17（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第814号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町細見字大谷80、89の1、89の2、90、91、97、98、116の1、116の3、117の1から117の6まで、118の1、118の2、118の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第815号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。  
平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町福見字カンノフジ101の2、108の1から108の7まで、108の9、108の10、109の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第816号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町暮坂字下谷83の1、83の2、83の4から83の9まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第817号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町暮坂字ハン入谷59（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第818号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町中藤字アツエ29の1、29の5、29の6、29の11から29の31まで、29の39から29の44まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第819号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町坂津字奥山東側93の1、93の2、93の4、93の6から93の15まで、93の38から93の42まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第820号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町正法寺字般若45の13、45の14、45の23、45の49、45の82から45の85まで、45の95、46から48まで、53、54

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町佐田字平地22の1、22の4、22の8、26の2、27から30まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町小坂字蔵谷2の19から2の23まで、2の29から2の31まで、2の37、2の39から2の49まで、2の66から2の73まで、2の76、2の110から2の113まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第823号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町小坂字大光寺34の2、34の29から34の33まで、34の35から34の41まで、34の43から34の49まで、34の54、34の59、34の60、34の103、34の104、34の115から34の117まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第824号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町暮坂字ハン入谷58、59（次の図に示す部分に限る。）、60

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第825号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- (2) 作業期間  
平成24年 7月 2日から平成25年 3月 1日まで
- (3) 作業地域  
豊岡市、赤穂市、養父市、丹波市、朝来市、神崎郡福崎町及び美方郡香美町
- 2 (1) 作業種類  
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- (2) 作業期間  
平成24年 5月25日から平成25年 3月29日まで
- (3) 作業地域  
兵庫県内全域



**兵庫県告示第826号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）
- (2) 作業期間  
平成23年 4月 1日から平成24年 3月30日まで
- (3) 作業地域  
豊岡市、養父市、宍粟市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町
- 2 (1) 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- (2) 作業期間  
平成23年 8月22日から平成24年 3月31日まで
- (3) 作業地域  
姫路市
- 3 (1) 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- (2) 作業期間  
平成23年 8月23日から平成24年 3月31日まで
- (3) 作業地域  
洲本市及び加東市
- 4 (1) 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- (2) 作業期間  
平成23年10月12日から平成24年 3月31日まで
- (3) 作業地域  
神戸市、姫路市、明石市及び加東市
- 5 (1) 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- (2) 作業期間

平成23年11月29日から平成24年 3 月 31 日まで

- (3) 作業地域  
赤穂郡上郡町



**兵庫県告示第827号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成24年 6 月 18 日から同年 8 月 31 日まで
- 3 作業地域  
西宮市瓦林町



**兵庫県告示第828号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 6 月 22 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 6 月 22 日から 2 週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 山之内苜野姫路線	姫路市夢前町戸倉字西山1104番 1 から 同 市夢前町古瀬畑字西山333番16まで	旧	9.0から 23.0まで	553.0	
		新	10.0から 76.0まで	553.0	



**兵庫県告示第829号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり道路を指定した。

その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		宍粟市山崎町庄能字荒井364番 6、366番 3、 373番 3、374番 3、375番 3、376番 2、377 番 3、378番 5、366番 3 地先里道、364番 6 地 先水路 同 市山崎町庄能字川井田413番 1 の一部、 413番 7、413番 8、413番 9、413番10、413		

第H23西播予定 0002号	24. 5. 15	番11、414番 5、423番 3、423番 5、423番 6、 424番 1 の一部、432番 2、433番 2、434番 2、 439番 1 の一部、439番 8 の一部、439番10、440 番 1 の一部、440番 3、443番 7、443番 9、443 番11、443番12、413番 1 地先里道、432番 2 地 先里道、423番 6 地先水路、433番 2 地先水路 同 市山崎町庄能字瀬ノ元309番 1 の一部、 310番の一部、316番 2、317番 1 の一部、318 番 3、318番 4、319番 3、319番 4、309番 1 地先水路、310番地先水路 同 市山崎町上寺字上垣内 2 番 2 の一部、2 番 2 地先里道	14. 00	452. 50
第H23西播予定 0003号	24. 5. 23	赤穂市尾崎字南ノ町494番 1 の一部、494番 2 の一部、495番の一部、496番の一部、536番 1、 537番 1、537番 2、538番 2、538番 3、536 番 1 地先里道、536番 1 地先水路	9. 00	37. 00

公 告

**二級河川千種川水系河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川千種川水系に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び西播磨県民局光都土木事務所において公表する。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ジョイパーク加古川  
 所在地 加古川市尾上町今福字横見通71番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社タツミコーポレーション  
 代表者の氏名 李 相 哲  
 住所 明石市松の内二丁目3番地の9
- 3 変更事項  
 駐輪場の収容台数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
 ア 変更前  
 251台  
 イ 変更後  
 291台

- 4 変更年月日  
平成24年 7 月 1 日
- 5 届出年月日  
平成24年 6 月 4 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 6 月 22 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年10月22日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 6 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町大中一丁目528番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町一色東 1 丁目432番地の 1  
株式会社創久住研  
代表取締役 久 本 了 士
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年 5 月 15 日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 -14- 2 号（23播磨）

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第181号**

水難事故等の防止に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 8 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 6 月 22 日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間	管轄警察署
須磨海水浴場	神戸市須磨区須磨浦通 1 丁目から 6 丁目まで及び若宮町 1 丁目	神戸市須磨区須磨浦通 1 丁目から 6 丁目まで及び若宮町 1 丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7 月 5 日から同年 8 月 31 日まで	須磨警察署

明石松江海水浴場	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江	明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江地先の海域で、明石松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月1日から同年8月31日まで	明石警察署
的形海水浴場	姫路市の形町の形	姫路市の形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
白浜海水浴場	姫路市白浜町丙	姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月1日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島立の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月2日から同年8月31日まで	飾磨警察署
男鹿島青井の浜海水浴場	姫路市家島町宮	姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月10日から同年8月31日まで	飾磨警察署
兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン	姫路市家島町坊勢	姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月1日から同年9月23日まで	飾磨警察署
新舞子海水浴場	たつの市御津町黒崎	たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年6月25日から同年8月31日まで	たつの警察署
気比の浜海水浴場	豊岡市気比	豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月10日から同年8月26日まで	豊岡北警察署
竹野浜海水浴場	豊岡市竹野町竹野	豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月1日から同年8月25日まで	豊岡北警察署
諸寄・塩谷浜海水浴場	美方郡新温泉町諸寄	美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月1日から同年8月31日まで	美方警察署
三田浜海水浴場	美方郡香美町香住区下浜	美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月21日から同年8月15日まで	美方警察署
安木浜海水浴場	美方郡香美町香住区安木	美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年7月14日から同年8月16日まで	美方警察署

佐津海水浴場	美方郡香美町香住区訓谷	美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月19日まで	美方警察署
大浜海水浴場	洲本市海岸通 1 丁目	洲本市海岸通 1 丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月 1 日から同年 8月31日まで	洲本警察署
岩屋海水浴場	淡路市岩屋	淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月26日まで	淡路警察署
浦県民サンビーチ	淡路市浦	淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月26日まで	淡路警察署
北淡室津ビーチ	淡路市室津	淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月26日まで	淡路警察署
北淡県民サンビーチ	淡路市野島臺浦	淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月26日まで	淡路警察署
多賀の浜海水浴場	淡路市多賀	淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月26日まで	淡路警察署
慶野松原海水浴場	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野	南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域	平成24年 7月14日から同年 8月19日まで	南あわじ警察署

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成24年 6月22日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板） 10,000枚
  - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等） 11,680本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 6月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）  
富国工業株式会社 神戸市北区道場町日下部300番地

- (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
白陽化学工業株式会社 尼崎市東園田町9丁目37番地3

5 落札金額

- (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）  
64,325,215円
- (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
43,572,165円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成24年 4 月 24 日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6 月 22 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
路側固定式道路標識材料（補助板） 3,269枚
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年 6 月 5 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社アイビーエフ 三木市緑が丘町西1丁目10番地の19
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,681,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成24年 4 月 24 日
- 8 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。